

四日市市教委告示第15号

四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年10月23日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱（平成15年四日市市教委告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（就学予定者からの学区外通学の希望の届出への準用）</u></p> <p><u>第8条 第2条から前条までの規定は、就学予定者（施行令第5条に規定する者をいう。ただし、同条第2項に規定する指定校の通知を行った者は除く。）から学区外通学の希望の届出がなされた場合について準用する。この場合において、第4条第2項中「2週間以内」とあるのは、「施行令第5条第1項に規定する入学期日の通知後2週間以内」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第9条 （略）</p>	<p>第8条 （略）</p>

改正後				
別表1				
許可基準	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
(略)				

教 育	(略)			
上 の 配 慮	<p>園児・児童の交友関係で特に考慮する必要が認められる場合（いじめ、不登校の発生に配慮が必要と認められる場合に限る）</p> <p>入学時に兄弟姉妹が、通学希望校に既に在籍している場合</p>	<p>原則翌年度に市立小・中学校に入学予定の園児・児童</p>	<p>卒業まで</p> <p>卒業まで</p>	<p>すべての条件を満たしても、学校長及び教委との協議により申請を却下する場合もある。</p> <p>申請の期限は入学前年の10月末までとし11月に<u>結果通知書</u>を発行することとする。</p> <p>希望学校長との面接及び許可を必要とする。</p> <p>（添付書類）</p> <p>保護者の申出書 校・園長の意見書 その他必要な書類</p>
部 活 動 へ の 配 慮	<p>児童が中学校入学後、入部の意志を強く持っている部活動が通学区域の学校に存在せず、校区に隣接する中学校に該当する部活動が存在し、かつ上記の希望する</p>	<p>原則翌年度に市立中学校に入学予定の児童</p>	<p>卒業まで</p>	<p>すべての条件を満たしても教育上の配慮等の理由により、学校長及び教委との協議により申請を却下する場合もある。</p> <p>希望する部活動への入部を前提とする。</p> <p>入学後、退部した場合本来校へは戻さない。</p> <p>申請の期限は入学前年の10月末までとし、11月に<u>結果通知書</u>を発行することとする。</p> <p>希望学校長との面接及び許可を必</p>

	中学校に安全に通学することが可能な場合			要とする。 (添付書類) 保護者の申出書 在籍小学校長の意見書 その他必要な書類
(略)				

改正前				
別表 1				
許可基準	事由	対象者	期間	備考(添付書類等)
(略)				
教育上の配慮	(略)			
	園児・児童の交友関係で特に考慮する必要が認められる場合(いじめ、不登校の発生に配慮が必要と認められる場合に限る)	原則翌年度に市立小・中学校に入学予定の園児・児童	卒業まで	すべての条件を満たしても、学校長及び教委との協議により申請を却下する場合もある。
	入学時に兄弟姉妹が、通学希望校に既に在籍している場合		卒業まで	申請の期限は入学前年の10月末までとし11月に許可書を発行することとする。 希望学校長との面接及び許可を必要とする。 (添付書類) 保護者の申出書 校・園長の意見書

				その他必要な書類
部活動への配慮	児童が中学校入学後、入部の意志を強く持っている部活動が通学区域の学校に存在せず、校区に隣接する中学校に該当する部活動が存在し、かつ上記の希望する中学校に安全に通学することが可能な場合	原則翌年度に市立中学校に入学予定の児童	卒業まで	<p>すべての条件を満たしても教育上の配慮等の理由により、学校長及び教委との協議により申請を却下する場合もある。</p> <p>希望する部活動への入部を前提とする。</p> <p>入学後、退部した場合本来校へは戻さない。</p> <p>申請の期限は入学前年の10月末までとし、11月に許可書を発行することとする。</p> <p>希望学校長との面接及び許可を必要とする。</p> <p>(添付書類)</p> <p>保護者の申出書</p> <p>在籍小学校長の意見書</p> <p>その他必要な書類</p>
(略)				

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の規定は、同日以後の許可書の発行から適用する。

(教育委員会教育総務課)